

平成18年全国地域安全運動

警察では、住民が安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、「みんなでつくる安心の街」をメインスローガンに10月11日（水）から10月20日（金）まで全国各地域安全運動を実施します。

地域ぐるみで、安全で安心できるまちづくりに取り組みましょう。

重点項目

- ・子供の犯罪被害防止
- ・子供達の見守り活動を行うとともに、子供自身に危険予知能力等を身に付けさせることが大切です。
- ・住宅を対象とする侵入犯罪の防止

防犯設備を整えて防犯対策をしっかりと行うとともに、住民が協力して地域を見守ることが大切です。

街頭におけるひったくり、性犯罪被害防止

通行する場所や荷物の携帯方法に注意し、防犯ブザーの携帯等の予防策を講じることが大切です。

振り込め詐欺の防止

「すぐに振り込まない！一人でも振り込まない！」を

徹底することが大切です。乗り物から離れる場合は、短時間・短距離であっても必ず鍵をかけることが大切です。

サイバー犯罪からの被害防止

個人情報情報の流失、ウイルス感染や悪質なメール、パソコンの不正侵入等に気をつけ、掲示板やチャットのマナーを大切にし、ホームページ公開時は社会のルールやマナーを守ることが大切です。

【問い合わせ】

鹿屋警察署
0994 44 0110



法律なんでも相談

鹿屋商工会議所では、「法律なんでも相談」を実施します。金銭貸借・交通事故・相

続など法律に関する相談を受けますので、気軽に申し込みください。秘密は厳守します。

日時 10月20日（金）13時30分～16時30分（1人30分程度）

場所 鹿屋商工会議所
定員 5人（定員になり次第締め切り）

担当弁護士 鹿屋総合法律事務所 井上順夫弁護士
相談料 3,000円
会議所会員は1,000円
申込方法 電話又はFAXでお申込みください。

【問い合わせ・申込先】

鹿屋商工会議所
0994 42 3135
Fax 0994 40 3015

石綿救済法による特別遺族給付金等について

鹿屋労働局では、石綿関連業務のため、健康被害にあわれた人や亡くなった人の遺族が、早期に必要な給付を受けられるように取り組んでいます。

対象者
平成13年3月27日以降に亡くなった人のご遺族又は健康被害にあつた人 、「労災

保険法による遺族補償給付等の保険給付」の対象
遺族補償給付は労災保険法により被災労働者が死亡した日の翌日から起算して5年で受給権が消滅します。

平成13年3月26日以前に亡くなった人のご遺族 、「石綿救済法による特別遺族給付金」の対象
特別遺族給付金は石綿救済法により平成21年3月27日以降の請求は認められません。

特別遺族給付金にかかる年金は、請求を受けた翌月から支給されます。

認定に必要なエックス線フィルム、CT等検査記録の法定保存年限は3年間で

【問い合わせ】

鹿屋労働基準監督署
0994 43 3385

情報公開・個人情報保護制度の情報提供について

情報公開・個人情報保護総案内所では、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人の情報公開・個人情報保護制度について、制度のしくみや開示請求手続き、請求窓口等の相

談、問い合わせ等に応じるとともに、情報提供を行っています。

【問い合わせ】

情報公開・個人情報保護総案内所（総務省鹿屋島行政評価事務所）
099 224 3247

男女雇用機会均等法等が変わります

平成19年4月1日から、職場に働く人が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法及び労働基準法が改正されます。

改正ポイント

- ・男女雇用機会均等法の拡大
- ・性別による差別禁止の範囲の拡大
- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- ・セクシャルハラスメント対策
- ・母性健康管理措置
- ・ポジティブ・アクションの推進
- ・過料の創設
- ・労働基準法
- ・女性の坑内労働の規制緩和

【問い合わせ】

鹿屋労働局雇用均等室
099 222 8446

中退共制度は適格年金からの移行先です

中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、中小企業で働くための外部積み立て型の国の退職金制度です。企業が従業員の退職金などのために掛け金を積み立てる適格年金制度は、平成24年3月31日までに他の年金制度等に移行しなければなりません。

事業主のメリット

- ・退職金の管理が簡単
- ・移行時に積立不足の解消は不要
- ・移行時と加入時の事務手数料が不要
- ・掛金は全額非課税
- ・加入後、掛金（18,000円以下）を増額した場合、増額分の3分の1を1年間助成
- ・従業員のメリット
- ・退職一時金の制度なので、60歳以下でも退職金の受給が可能
- ・退職所得として税法上優遇
- ・転職した場合、前の企業での掛金実績を通算

【問い合わせ】

福岡中退共相談センター
092 631 2551

「見守り新鮮情報」メールマガジンに登録しましょう

内閣府では、消費生活相談の現場で知り得た悪質商法の情報を、高齢者への注意喚起や高齢者の様子を見守る際の手がかり等として利用してもらうために、「見守り新鮮情報」を発行しています。

登録料 無料

登録方法

- パソコン 、「消費者の窓」
<http://www.consumer.go.jp/>を入力
- 携帯電話 、「
<https://mail.consumer.go.jp/wrp/minamori/mobile>」を入力

【問い合わせ】

社団法人全国消費生活相談員協会
03 3448 9736



健康

健康増進課のお知らせ

こころの健康相談

こころの健康づくりやこころの病気について心配している人を対象に相談員や保健師が相談に応じます。電話での相談もできます。

一般健康相談日

自分や家族の健康に関することで不安なこと・知りたいことがある人、また話を聞いてもらいたい人は保健師・栄養士等が相談に応じます。

- 日時 10月20日（金）
一般健康相談 9時～11時
30分・13時～14時30分
糖尿病相談 13時～14時30分

場所 市保健相談センター

内容 栄養・運動・休養・歯科に関する健康相談、血圧測定・尿検査

【問い合わせ】

市健康増進課
0994 41 2110

平成18年度 かのや男女共同参画社会づくりフォーラム

生きづらさを感じていませんか？ 解決の力ぎはきっとあります

日時 10月29日（日）13:10～16:30

基調講演 13:15～14:30
演題：『のびやかに暮らすために』
講師：芹川 藍（劇団青い鳥主宰）

自己発見講座 14:40～15:40
質疑応答 15:50～16:30

場所 市役所7階大会議室
入場料 無料
申込方法 電話でお申込みください。
託児をいたします。（満2歳から6歳まで）



芹川 藍さん
（本名：橋野 美千代）
鹿屋市出身

【問い合わせ・申込先】

市民活動推進課男女共同参画推進室 0994-31-1147